

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月24日 06時50分ごろ
発生場所	長崎県 ^{つしま} 対馬市田ノ浜漁港南西方沖 上 ^{かみあがた} 県灯台から真方位256° 700m付近 (概位 北緯34° 33.8′ 東経129° 16.8′)
事故の概要	遊漁船 ^{みようほう} 妙法丸は、北進中、また、漁船 ^{あすか} 明日香丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年4月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 妙法丸、5.9トン 290-52491長崎、個人所有 B 漁船 明日香丸、0.5トン NS3-89242（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部舷縁に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、船長Aが天窓から上半身を出し、目視による見張りを行いながら手動操舵により北進していたところ、天窓の縁に置いていた携帯電話を操舵室に落とした。 船長Aは、周囲を見渡したところ、他船を見掛けなかったため、前路に他船がないものと思い、操舵室内で携帯電話を探していたところ、衝突音が聞こえたので主機を中立にした。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約2mのさおに約30cm四方の赤色旗を掲げ、たい漁をしながら漂泊中、B船の左舷後方約200～300mに接近するA船を見て衝突の危険を感じたので、タモ網を振り、大声で叫んで注意喚起を行った。
分析	A船は、船長Aが、床に落とした携帯電話を探していて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、接近するA船を見て衝突の危険を感じ、タモ網を振り、大声で叫んで注意喚起を行ったものと考えられる。

原因	本事故は、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、A船が漂泊中のB船に衝突したものと考えられる。
-----------	--